

○別府市水道事業給水条例施行規程

昭和 3 4 年 4 月 1 日

水道部管理規程第 1 号

注 昭和 6 2 年 3 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この規程は、別府市水道事業給水条例（平成 9 年別府市条例第 3 2 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（一部改正〔平成 1 0 年水管規程 1 号〕）

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（全部改正〔平成 2 5 年水管規程 2 号〕）

(配水設備未完成地域の給水)

第 3 条 管理者は、条例第 2 条に規定する給水区域内でも給水の需要量に応ずる配水設備のない地域には、配水設備が完成するまで給水をしないことができる。

（一部改正〔平成 2 5 年水管規程 2 号〕）

第 4 条 前条の地域の住民は、給水を受けるため必要な配水設備の設置に要する費用の全部又は一部を負担することにより、管理者に給水を請求することができる。

第 5 条 前条の規定により配水設備の設置を請求する住民は、当該工事に要する費用のうち管理者が定める額を、当該工事に着手する日の前日までに管理者に納入しなければならない。

(工事の申込みの省略)

第 5 条の 2 条例第 5 条第 1 項の規定による給水装置工事に係る申込みのうち、修繕についてはその申込みを省略することができる。この場合において、修繕後、速やかに修繕証明書を提出するものとする。

（追加〔平成 1 0 年水管規程 1 号〕、一部改正〔平成 1 3 年水管規

程 1 号・ 1 7 年 9 号・ 2 5 年 2 号〕)

(利害関係人の同意書等の提出)

第 6 条 条例第 5 条第 2 項の規定による利害関係人の同意書等必要な書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 給水栓その他の給水設備の種類、口径、数量、設備個所及び給水見込量
- (2) 給水管の口径及びその配管並びに管路における物件の所有区分、その他設計及び施行に必要な事項
- (3) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、当該給水装置の所有者の同意書
- (4) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するときは、土地所有者の同意書
- (5) その他必要があるときは、利害関係人の同意書又は申込者の誓約書

2 条例第 5 条第 1 項の規定による給水装置工事に係る申込みにおいて民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 2 1 3 条の 2 又は第 2 1 3 条の 3 の規定の適用がある場合は、前項第 3 号及び第 4 号の規定は、適用しない。

3 前項の場合において、申込者は、民法第 2 1 3 条の 2 第 3 項の規定による通知をした旨の誓約書を提出しなければならない。

(一部改正〔平成 1 0 年水管規程 1 号・ 2 5 年 2 号・令和 5 年上下水管規程 1 号〕)

(工事費の算出)

第 7 条 条例第 9 条第 1 項各号に定める工事費は、次の各号に定める合計額とする。

- (1) 設計費は、次号及び第 4 号の規定により算定した費用の合計額の 1 0 0 分の 5 とする。
- (2) 材料費は、管理者が定める材料価格表による。
- (3) 運搬費は、材料、人員等の運搬のため特に要した費用とし、その実費を徴収する。
- (4) 労力費は、別に管理者が定めるところによる。

(5) 路面復旧費は、道路管理者の定める復旧方法による施行に要した費用とする。

(6) 工事監督費は、第2号及び第4号の規定により算定した費用の合計額の100分の5とし、その額に100円未満の端数を生じた場合は、100円に切り上げる。

(7) 間接経費は、当該業務のため、職員の派遣に要する旅費、道路、河川等の占用、掘さく等の許可申請その他当該給水装置工事の受託に伴い、管理者が特に要する費用及び役務の実費に相当する額とする。

(8) 雑費は、工具の損耗及び事務、作業に要する消耗品費その他の雑費とし、第2号及び第4号の規定により算定した費用の合計額の100分の10とする。

2 管理者は、受託した給水装置工事が補修工事であるとき又は前項第2号及び第4号の規定により算出した費用の合計額が1,000円に満たないときは、条例第9条第1項第1号、第3号、第6号及び第8号に定める費用を免除することができる。

(一部改正〔平成10年水管規程1号・25年2号〕)

第8条 削除

(工事費の予納及び精算)

第9条 管理者は、条例第5条第1項の規定により管理者に給水装置工事の申込みをした者に対し、条例第10条第1項本文の規定により予納すべき工事費の概算額及び納期を通知する。

2 前項の規定により工事費を予納すべき者が、指定した納期限までに工事費を予納しないときは、条例第5条第1項の規定による給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

3 管理者は、条例第5条第1項の規定により給水装置工事の申込みを行った者が自己の都合により申込みを取り消した場合又は前項の場合において損害を被ったときは、賠償させることができる。

4 管理者は、条例第10条第1項本文の規定により予納を受けて施行した給水装置工事が完了したときは、精算額及び過不足額並びに還付金額

及び還付期日又は追徴金額及び納期を通知する。

（一部改正〔平成10年水管規程1号・25年2号〕）

（工事の保証期間）

第10条 管理者は、条例第5条第1項の規定により受託施行した給水装置工事にあつては6カ月、その他の給水装置工事にあつては1カ月に限り、保証する。ただし、水道使用者等の故意若しくは過失又は天災等の不可抗力に起因するものは、この限りでない。

（一部改正〔平成10年水管規程1号・25年2号〕）

（給水装置の標識）

第11条 給水装置の所有者は、当該給水装置の所在する家屋の門戸その他見易い場所に、管理者が交付する標識を掲示しなければならない。

（一部改正〔平成25年水管規程2号〕）

（市のメーターの設置の特例）

第12条 条例第17条第1項に規定する場合のほか、管理者は、共同住宅及び受水槽を設けて給水を受けている集合住宅（以下「集合住宅等」という。）で管理者が特に認めた場合において、給水装置に接続して設けられた受水槽、受水槽から分岐して設けられた給水管及びこれに接続する給水用具等の装置に市のメーターを設置することができる。

2 前項の規定により設置する市のメーターの位置は、管理者が定めるものとし、管理者の指示による場合又はあらかじめ管理者の承認を受けた場合を除き、変更してはならない。

（追加〔平成25年水管規程2号〕）

（市のメーターの設置場所の管理）

第13条 水道使用者等は、条例第17条第1項又は前条第1項の規定により市のメーターを設置した場所にその計量又は取替等に支障となる物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 管理者は、前項の規定に違反した場合は、水道使用者等に原状回復を命じ、又は市のメーターの設置場所の変更を要求し、履行しないときは、管理者が施行してその費用を徴収する。

(一部改正〔平成10年水管規程1号・25年2号〕)

第14条から第16条まで 削除

(削除〔平成25年水管規程2号〕)

(管理人の管理事項)

第17条 条例第16条の規定による管理人は、次の各号に定める事項を処理する。

- (1) 当該給水装置及び市のメーターの維持管理に関する事項
- (2) 水道の利用者の給水の開始、中止、廃止、世帯数の異動その他届出に関する事項
- (3) 管理人の選定、変更及び廃止の届出に関する事項
- (4) その他管理者が特に要請した事項

(一部改正〔平成10年水管規程1号・25年2号〕)

(給水の用途)

第18条 条例第24条の規定による給水の用途は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 普通給水 一般用その他次号から第7号までに該当しない給水をいう。
- (2) 市営温泉給水 市営による温泉施設等での使用に供するための給水で、管理者が認めたものをいう。
- (3) 区営・地区温泉給水 区営及び地区営等による温泉施設等での使用に供するための給水で、管理者が認めたものをいう。
- (4) 船舶給水 船舶への給水をいう。
- (5) 臨時給水 臨時の使用に供するための給水をいう。
- (6) 地熱発電給水 地熱発電の使用に供するための給水をいう。
- (7) 公共給水 公共の施設での使用に供するための給水で、その範囲については、別に管理者が定めるところによる。

(追加〔平成10年水管規程1号〕、一部改正〔平成20年水管規程16号・26年6号〕)

(使用水量の認定)

第 19 条 管理者は、条例第 25 条第 3 項の規定により定例日から 7 日以上変更して検針を行ったときは、前回検針の日から今回検針の日までの実日数により使用水量を按分して、定例日までの使用水量を認定することができる。

2 管理者は、前項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、過去 4 カ月及び前年同期の使用水量並びに使用状況その他の事情を斟酌して使用水量を認定する。

(1) 料率の異なる 2 種類以上の用途に水道を使用するとき。

(2) 市のメーターに異常があったとき。

(3) 使用水量が不明なとき。

(一部改正〔平成 10 年水管規程 1 号・20 年 16 号・25 年 2 号〕)

(水道料金算定の特例)

第 20 条 集合住宅等で各世帯に市のメーターが設置されていない場合の水道料金算定の方法は、市のメーターにより検針した使用水量から、市のメーターで給水を受けることのできる世帯数に 1 カ月の基本水量を乗じて得た水量を控除し、その控除後の水量を世帯数で除して 1 世帯当たりの超過水量を算出して行うことができる。

2 前項の規定により算定した使用水量は、各世帯が均等に使用したものとみなすとともに、その水道料金は、全世帯数の合計額を 1 枚の納入通知書により請求する。

3 第 1 項の規定による世帯数の決定については、別に管理者が定めるところによる。

(追加〔平成 10 年水管規程 1 号〕、一部改正〔平成 20 年水管規程 16 号・25 年 2 号〕)

第 21 条 集合住宅等で第 12 条第 1 項の規定により各世帯に市のメーターを設置している場合の水道料金算定の方法は、条例第 24 条及び第 25 条の規定による。この場合において、各世帯に設置した市のメーターの検針及び水道料金の徴収に関する取扱いについては、管理者が別に定める。

（全部改正〔平成 25 年水管規程 2 号〕）

（臨時使用の場合の水道料金算定）

第 22 条 条例第 29 条第 1 項に規定する概算水道料金は、臨時給水期間の使用予定水量に条例第 24 条に規定する臨時給水料金を乗じて得た額とする。

（一部改正〔平成 10 年水管規程 1 号・25 年 2 号〕）

（水道料金の徴収方法）

第 23 条 条例第 30 条に規定する水道料金の徴収は、納入通知書による直接納付、口座振替又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者による納付の方法により徴収する。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、他の方法により徴収することができる。

（全部改正〔平成 7 年水管規程 3 号〕、一部改正〔平成 10 年水管規程 1 号・令和 6 年上下水管規程 10 号〕）

（使用水量等の通知）

第 24 条 管理者は、市のメーターの検針の都度水道の利用者が水道料金納入に必要な事項を使用水量通知書により通知する。

2 前項に定めるもののほか、管理者が徴収すべき徴収金に関して必要な通知は、納入通知書により行う。

（一部改正〔平成 16 年水管規程 5 号・25 年 2 号〕）

（水道料金の納期限）

第 24 条の 2 水道料金の納期限は、納入通知書を発行した日の属する月の末日とする。ただし、口座振替の場合にあっては、当該月の 15 日と月末を振替（指定）日とする。

（追加〔平成 16 年水管規程 5 号〕）

（水道料金等の督促）

第 25 条 管理者は、水道料金その他の徴収金を納入すべき者が納期限までに完納しないときは、納期限経過後 20 日以内に期限を指定して督促しなければならない。

(水道料金等の公示送達)

第26条 管理者は、水道料金その他の徴収金を納入すべき者の住所が判明しないとき、又は納入通知書、督促状を受領すべき者が受領を拒み、若しくは送達できないときは、公示送達の方法により送達することができる。

2 前項の規定による送達は、納入義務者の住所及び氏名、徴収金の名称その他必要な事項を記載した文書を7日間以上別府市上下水道局に掲示して行う。

(一部改正〔平成25年水管規程2号・令和2年1号〕)

(新規加入金)

第27条 条例第32条に規定する新規加入金の取扱いは、次の各号による。

- (1) 給水装置を改造する場合において、改造後の新規加入金の額が改造前の新規加入金の額より小さいときであっても既納の新規加入金は還付しない。
- (2) 前号の規定による新規加入金の額とは、1の給水装置にあつてはその市のメーターの口径に係る新規加入金をいい、2以上の給水装置にあつてはそれぞれの市のメーターの口径に係る新規加入金の合計額をいう。
- (3) 臨時の給水に供するための給水装置の新設は、当該給水装置がその用途を変更したときにおいて給水装置の新設とみなし新規加入金の規定を適用する。

(全部改正〔平成10年水管規程1号〕、一部改正〔平成25年水管規程2号〕)

(水道料金等の軽減若しくは免除又は還付)

第27条の2 条例第34条の規定により水道料金等を軽減若しくは免除又は還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 水道使用者等に特に過失が認められない場合において、給水装置又

は受水槽から漏水し、使用水量が増加したと認められる場合

(2) 火災により水道使用者等の責めに帰すべき事由がなく、使用水量が増加したと認められる場合

(3) その他管理者が特に必要があると認める場合

2 前項の規定により軽減若しくは免除又は還付を受けようとする者は、所定の申請書を管理者に提出しなければならない。

(追加〔平成11年水管規程1号〕、一部改正〔平成16年水管規程5号・25年2号・令和2年上下水管規程14号〕)

(雑則)

第28条 管理者が提供する役務の費用の算定は、第7条第1項第4号の規定を準用する。

(一部改正〔平成25年水管規程2号〕)

第29条 削除

(委任)

第30条 この規程の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 別府市水道給水規則施行細則（大正13年別府市告示第27号）は、廃止する。

附 則（昭和37年4月1日水部規程第2号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、定例日が7日以上変更され水道料金に著しい変動を生じたときは、昭和37年4月分及び5月分において日割計算の方法等により使用水量及び料金を調整する。

附 則（昭和39年4月1日水部規程第6号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年度から適用する。

附 則（昭和42年7月1日水管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年3月30日水管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和４３年度から適用する。

附 則（昭和４４年４月１日水管規程第２号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和４４年度から適用する。

附 則（昭和４５年４月３０日水管規程第７号）

この規程は、昭和４５年５月１日から施行する。

附 則（昭和４６年４月１日水管規程第２号）抄
（施行期日）

１ この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４６年６月３０日水管規程第５号）抄
（施行期日）

１ この規程は、昭和４６年７月１日から施行する。

附 則（昭和４７年３月３１日水管規程第１０号）抄
（施行期日）

１ この規程は、昭和４７年４月１日から施行する。

附 則（昭和５０年４月３日水管規程第５号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和５０年４月１日から適用する。

附 則（昭和５１年５月１日水管規程第３号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和６１年３月１２日水管規程第２号）

この規程は、昭和６１年４月１日から施行する。

附 則（昭和６２年３月５日水管規程第１号）

この規程は、昭和６２年４月１日から施行する。

附 則（昭和６２年１０月６日水管規程第３号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成２年１０月１日水管規程第１５号）

この規程は、公示の日から施行する。

附 則（平成２年１２月３日水管規程第１７号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成３年３月３０日水管規程第１号）

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 3 1 日水管規程第 1 号）

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 1 0 月 1 日水管規程第 6 号）

この規程は、平成 4 年 1 0 月 3 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 3 1 日水管規程第 7 号）

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 9 月 3 0 日水管規程第 1 0 号）

この規程は、平成 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 3 1 日水管規程第 3 号）

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 1 2 月 2 6 日水管規程第 5 号）

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 3 月 3 1 日水管規程第 1 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 1 0 年 4 月 1 日前にこの規程による改正前の別府市水道事業給水
条例施行規程の規定によってした申込みその他の行為は、改正後の別府
市水道事業給水条例施行規程の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成 1 1 年 2 月 1 日水管規程第 1 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 1 1 年 4 月 1 日以後の水道料金の減額又は免除に関し必要な手続
その他の行為は、前項の規定にかかわらず、平成 1 1 年 3 月 3 1 日以前
においても、この規程による改正後の別府市水道事業給水条例施行規程
の例により、することができる。

附 則（平成 1 3 年 1 月 5 日水管規程第 1 号）

この規程は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日水管規程第 9 号）

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 7 月 14 日水管規程第 8 号）

この規程は、別府市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成 15 年別府市条例第 15 号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成 15 年 9 月 29 日）

附 則（平成 16 年 3 月 29 日水管規程第 5 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 27 条の 2 の改正規定は、平成 16 年 5 月 1 日から施行し、平成 16 年 5 月分として徴収する水道料金から適用する。

附 則（平成 17 年 7 月 29 日水管規程第 9 号）

この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 1 日水管規程第 1 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 5 日水管規程第 16 号）

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 21 日水管規程第 2 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 24 日水管規程第 6 号）

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 1 日水管規程第 1 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日上下水管規程第 14 号）

（施行期日）

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規程第 27 条の 2 の規定は、施行の日以後に係る水道料金等

の軽減若しくは免除又は還付に適用し、同日前に係る水道料金等の軽減若しくは免除又は還付については、なお従前の例による。

附 則（令和５年２月１４日上下水管規程第１号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年８月２３日上下水管規程第１０号）抄

この規程は、令和６年１０月１日から施行する。